



Lifwell - リフウェル

会員登録のご案内（概要書面） 2020年2月改定

会員登録される前に、本概要書面の内容を十分お読みください。

本書面は「特定商取引に関する法律」第37条1項により、交付することが義務付けられている書面です。

会員は、会員候補者が入会する・しないにかかわらずお読みいただき、本書面の内容を説明し、必ずお渡してください。

また会員登録者は本書面の内容をよくご確認の上、お手元に保管してください。

◆取扱商品

Lifwell はあなたの「素のきれい」をサポートいたします。

●商品名・種類・原材料

カラダリケア		エリスリトール（アメリカ製造）、ローヤルゼリー末、還元麦芽糖、粉末果糖、カンカ抽出物、幹細胞培養液フリーズドライ末 / シクロデキストリン、クエン酸、香料、ステアリン酸カルシウム、ナイアシン、パントテン酸カルシウム、ビタミン B6、ビタミン B2、ビタミン B1、ビタミン B12
ローヤルゼリー含有食品	30包 (1包内容量2g)	
フェアレディ リッチジェル		水、グリセリン、イソペンチルジオール、1,2-ヘキサンジオール、ヒト脂肪細胞順化培養液エキス、(エイコサン二酸 / テトラデカン二酸) ポリグリセリル-10、グリコシルトレハロース、スクワラン、B G、ソルビトール、ヒアルロン酸 Na、水溶性プロテオグリカン、加水分解水添デンプン、マンダリンオレンジ果皮エキス、セレブロシド、イザヨイバラエキス、加水分解コラーゲン、セイヨウトチノキ種子エキス、アルニカ花エキス、セイヨウオトギリソウ花 / 葉 / 茎エキス、セイヨウキズタ葉 / 茎エキス、ハマメリス葉エキス、ブドウ葉エキス、グリチルリチン酸 2K、アラントイン、PCA-Na、ベタイン、セリン、グリシン、グルタミン酸、アラニン、アルギニン、リシン、トレオニン、プロリン、カルボマー、キサンタンガム、水酸化 Na、ステアリン酸ポリグリセリル-10、ラベンダー油、フェノキシエタノール
美容液	40g	
フェアレディ フェイシャル ウォッシングフォーム		カリ含有石ケン素地、グリセリン、水、ソルビトール、エタノール、トリ(カプリル酸 / カプリン酸) グリセリル、タルク、ホホバ種子油、スクワラン、クエン酸 Na、ヒト脂肪細胞順化培養液エキス、ヒアルロン酸アスコルビルプロピル、カプリロイルジペプチド-17、1,2-ヘキサンジオール、シスタンケツブロサ茎エキス、ヒアルロン酸 Na、セラミド 1、セラミド 3、セラミド 6II、フィトシフィンゴシン、セレブロシド、グリチルリチン酸 2K、アラントイン、PCA-Na、セリン、グリシン、酢酸トコフェロール、水添レシチン、ポリソルベート 80、カプリルグリコール、ペンチレングリコール、コレステロール、ラウロイル乳酸 Na、カルボマー、水酸化 K、キサンタンガム、乳酸 Na、塩化 Na、マイカ、酸化チタン、水酸化 A1、シリカ、酸化亜鉛
洗顔石鹸	95g	
Lifwell カンカ		精製はちみつ(国内製造)、果糖ぶどう糖液糖、ブルーベリー濃縮果汁、黒糖、カンカエキス末、生姜汁、植物発酵物(りんご・やまいもを含む)、エゾウコギエキス末、高麗人参エキス、イソマルトオリゴ糖シロップ、ブドウ若芽エキス(レスベラトロール含有) / クエン酸、ビタミン C、増粘多糖類、ナイアシン、パントテン酸 Ca、ビタミン B2、ビタミン B6、ビタミン B1、葉酸、ビタミン B12
清涼飲料水	500ml/本	

●販売内容

商品名		商品内容	商品価格 (税込)	ポイント
①	カラダリケア	30包 (1包内容量:2g)	13,930円	10,000P
②	フェアレディ リッチジェル	40g ×1個	13,930円	10,000P
③	フェアレディ フェイシャル ウォッシングフォーム	95g×1個	4,000円	2,500P
④	Lifwell カンカ	500ml/本×1本	7,500円	5,000P
		500ml/本×2本	13,930円	10,000P

◆はじめに

Lifwell は「特定商取引に関する法律」に基づき、商品の販売を行っております。

本書面は「特定商取引に関する法律」に定められた内容が記載されており、当社の取扱商品やビジネスの内容をご理解の上、皆様が安心してご参加して頂けるよう作成されたものです。商品のご購入及び会員登録にあたっては本書面をよくお読みになり、ご賛同された方のみご登録頂きますようお願い申し上げます。

当社のビジネスは、当社商品の紹介及び会員の募集と教育を行う事でボーナス収入を取得できるものです。

ビジネス活動をされる方は、本書面に記載される規則を遵守しなければなりません。当社の取扱商品及びビジネスを紹介される際は、相手の方が会員登録する・しないに関わらず、本書面を渡し、記載内容を必ず事前にご説明ください。本書面に記載された内容を遵守されなかった場合は、会員資格の解除やボーナスの返還請求などの措置を講じる事がございます。

万一、ご不明な点がございましたら、ご紹介者又はリフウェルカスタマーサポート (0120-514-017) にお問合せの上、ご自身の自由意思でご参加くださいますようお願い申し上げます。

尚、本書面に記載された事項は 2020 年 2 月 1 日より施行されます。また、当社の都合により、予告なく本書面の内容を変更する事がございますのでご了承ください。

◆会社概要

会社名：日新商事株式会社

代表取締役：山田 晃

本社：〒160-0005 東京都新宿区愛住町 23 番地 1 WOODY21 ビル 7 階

リフウェルカスタマーサポート：〒604-8171 京都府京都市中京区虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 4F

TEL：0120-514-017/FAX：075-256-3813 (祝日、年末年始を除く、平日 10 時から 17 時)

当社への各種お問い合わせはリフウェルカスタマーサポートへ

◆記載用語

本書面に記載されている用語について、以下のように定義します。

1. 当社：日新商事株式会社
2. 本ビジネス：当社が行うビジネスプラン
3. 会員：当社に対して会員登録を行う事によって、当社の取扱商品の紹介及び新規会員の募集とその教育を行う資格を得た方
4. 紹介者：紹介した会員、会員を紹介する事
 - 1) 会員登録を行う際に、自身に対して会員登録を促した方
 - 2) 本ビジネスや当社取扱商品の紹介をする事
5. 紹介会員：紹介をされた会員
 - 1) 自身が紹介者となり会員登録した会員
6. IDNo.：会員登録1名義につき1つ付与される番号
7. ボーナス：会員としての活動を行う事で得られる収入
8. アクティブ：当月において、10,000P以上の購入がある状態 (定期購入、都度注文による購入は問いません)。尚、ボーナスを取得するには定期購入が必要です。
9. インアクティブ：当月において、10,000P以上の購入がない状態
10. P (ポイント)：商品に設定されたポイントで、売上・ボーナスなどの基準となるもの
11. 初回購入 (P)：会員登録時に商品を購入する事 (付与ポイント)

12. 定期購入(P)：会員登録翌月以降、毎月継続して商品を購入する事(付与ポイント)
13. 都度注文(P)：当月に定期購入以外で商品を購入する事(付与ポイント)
14. 紹介組織：直接の紹介関係でつながる組織
15. 系列：自身と直接つながる方から始まる組織
16. アップライン：基準となる会員より上に続く組織・系列
17. ダウンライン：基準となる会員より下に続く組織・系列

◆会員登録

1. 会員登録条件

会員登録条件は以下の通りです。

- 1) 個人の場合は、満 20 歳以上の成人に限り会員登録ができます。但し、文部科学省の認定校に在籍する学生は会員登録ができません。
- 2) 法人の場合は、その代表者(代表者は満 20 歳以上に限ります。また、学生は不可とします。)名義で会員登録ができます。場合によって、別途書類の提出を求める場合や確認する場合がございます。登録に当たって、発行日より 3 ヶ月以内の登記簿謄本またはこれにかわる記載事項証明書をご提出ください。
- 3) 個人の場合は、基本的に国内在住の日本国籍を有する者が対象ですが、日本における本ビジネスが可能な在留資格を得ている外国籍者は、外国人登録証等の当社が要求する書類を提出し、当社が認めた場合に会員登録ができます。
- 4) 以下に定める者は、会員登録ができません。
 - ①組織暴力団関係者、破産者
 - ②成年被後見人、被保佐人、被補助人
 - ③懲役又は禁固の刑に処せられた者
 - ④国家公務員、地方公務員
 - ⑤住所不定の者
 - ⑥以前、会員登録をしており、何らかの理由で除名処分になった者
 - ⑦クーリング・オフ及び退会手続完了日から起算して6ヶ月以上経過していない者
 - ⑧既に会員資格を有する者
 - ⑨その他、会員として適格ないと当社が判断した者
- 5) 会員登録資格のない者が、後に会員登録した事が判明した場合は、その時点で除名処分となります。また、除名となった場合は、会員登録時に遡り、ボーナス受給資格を失効します。

2. 会員登録申請の手順と特定負担

- 1) 会員登録の際は、特定負担として指定商品のご購入及び会員登録申請書のご提出が必要です。

■会員の初回購入

- ①商品：指定商品の中から 13,930 円(税込)、10,000 ポイント以上の製品の1つを必ずご購入ください。
- ②出荷事務手数料 890 円(税込)但し、20,000 円以上(販促品を除く)の場合は、出荷事務手数料が無料となります。
- 2) 会員登録完了から翌月以降は、ボーナス取得には特定負担としてオートシップにて商品のご購入が必要です。
 - ①会員は、翌月より好きな商品を定期購入することが可能です。会員登録申請書又は、別紙所定用紙にてお申込みください。
 - ②定期購入以外をご希望の方は、好きな商品をいくつでも会員価格でご購入いただけます。(初回購入時と同時注文であれば出荷事務手数料は不要です。別日申込の場合、別途出荷事務手数料 890 円(税込)が必要となります。尚、1注文あたり 20,000 円以上(販促品を除く)で出荷事務手数料は無料となります)
 - ③代金引換での発送の場合、代引き手数料が一律 440 円(税込)別途必要となります。
- 3) 登録住所以外に配送先をご希望される場合は、配送先を指定する事ができます。尚、初回購入分と都度注文分の配送先が異なる場合は、都度注文の分も送料が必要です。
- 4) 紹介者から概要書面を受領し、書面及び口頭にて説明をお受けください。またご自身でも内容をよくお読み頂き、十分にご理解頂いた上で、以下の項目について今一度ご確認ください。
 - ①本ビジネスの目的について
 - ②会員の権利について
 - ③登録料及び商品代金(特定負担)について
 - ④当社の取扱商品について
 - ⑤クーリング・オフを含む会員契約の解除について
 - ⑥特定利益について
 - ⑦会員登録申請書の原本及び契約書面を会員契約の控えとし、申請者本人が保管しなければならない事
 - ⑧ビジネス活動を行うにあたって、禁止事項・その他規約を遵守しなければならない事
- 5) 会員登録申請書の同意書の内容をお読み頂き、会員登録申請書に申請内容を漏れなく記入・自署し、リフウェルカスタマーサポートへ FAX・メールしてください。郵送される場合は、「会員登録申請書」のコピーをリフウェルカスタマーサポート宛に郵送してください。口座振替にて定期購入をお申込された方は、「預金口座振替依頼書」をご郵送ください。

6) 必要な指定商品代金は以下の何れかの方法にてお支払いください。

■郵便局振込：当社指定口座へお振込みの上、振込領収書は会員登録申請書の所定欄に添付してください。尚、振込手数料はご本人負担です。

- ・ゆうちょ銀行以外からのお振込
ゆうちょ銀行 ○○八店 普通 725814 ニッシンショウジ(カ)
- ・ゆうちょ銀行からのお振込
ゆうちょ銀行 普通 ニッシンショウジ(カ 10050-7258141

■クレジットカード決済：当社が取扱うクレジットカード(VISA・Master・JCB・AmericanExpress・DinersClub)にてお支払いください。会員登録申請書の所定欄に必要事項をご記入ください。書類が当社に届き、ご本人確認が取れた時点で決済を行います。デビットカード、プリペイドカードはご利用いただけません。

7) 代金の支払時期は以下の通りです。

■郵便局振込：事前にお振込みください。お振込み明細は会員登録申請書のコピーに添付し、FAX・メール・郵送にてお送りください。

■クレジットカード決済：会員登録申請書到着時に即時決済します。

8) 会員登録申請書の原本はお客様控えとして、お手元にて大切に保管してください。

9) 上記5) 及び6)を当社にて確認後、約 5 日前後で遅滞なく商品及び契約書面(契約完了のお知らせ、会員規約、納品書の3点)を送りますので、ご確認の上大切に保管してください。会員登録申請書の当社受領日か、初回購入代金の入金が当社にて確認された日の何れか遅い日が登録日(ご契約日)となります。

10) 商品納品時に受取辞退、もしくは長期不在の為、納品できずに当社に返品された場合、それに関わった手数料、および出荷事務手数料等の実費は返金時に相殺させていただきます(クレジットカード決済・銀行振込の方)。代引きの方については後述の「◆商品購入方法」の「4. 返品について」をご参照ください。

3. 会員の有効期限について

会員資格は、連続で6ヶ月商品購入がない場合、自動的に喪失します。但し、ご本人からのお申出による退会の場合は、会員登録を抹消します。尚、抹消したポジションヘダウンライン会員からの繰り上げは行いません。

4. その他

1) 本ビジネスにおける権利の効力は日本国内に限定されます。

2) 会員は当社取扱商品を再販売できません。

3) 会員資格は原則として譲渡できません。但し、会員が死亡した場合、または当社が権利の継承が正当であると判断した場合は、2 親等の親族に限り、法定相続人が名義変更依頼書により譲渡のお申出を行い、当社承認後、会員資格を譲渡する事ができます。なお、法定相続人は、譲渡のお申し出の際に、会員の死亡証明書の正式な写しと当社または法律の要求に沿って当該会員資格の相続人であることを証明できる書類を提出しなくてはなりません。また死亡日から 3 か月以内に申し出のない場合は相続を放棄したものとみなし、その権利は当社に帰属します。

4) 上記3)により相続が行われた後に、旧会員が会員規約に違反していた事が発覚した場合は、相続した会員に対して除名、ボーナスの支払停止及びボーナスの返還請求などの措置を講じる事があります。

5) 定期購入の口座振替及びボーナスの振込は、会員登録申請書に指定された口座にて行います。

6) 支払方法を含め、登録した会員情報に変更があった場合は、会員情報変更申請書に必要事項を記入の上、リフウェルカスタマーサポートへFAX・メール・郵送のいずれかにて申請してください。尚、引落し指定口座の変更については、別途預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書のご提出が必要です。

7) 年間のボーナス支払金額が 50 万円を超える会員は、マイナンバーのご提出が必要です。必要に応じてリフウェルカスタマーサポートより依頼いたします。

8) 法人の場合は、法人番号のみをリフウェルカスタマーサポートに FAX・メール・郵送でご連絡ください。

9) マイナンバーのご提出がない場合は、ボーナスの支払停止及びボーナスの返還請求などの措置を講じる事があります。

10) クーリング・オフを含む契約解除などにより会員資格を失効した場合は、マイナンバー情報を廃棄します。

◆商品購入方法

1. 定期購入について

1) 会員登録と同時に会員登録申請書にて定期購入のお申込ができます。会員登録後は「会員情報変更申請書」でお申し込みください。

2) 出荷事務手数料は全国一律で 890 円(税込)です。尚、1 注文あたり 20,000 円以上(販促品を除く)で出荷事務手数料は無料となります。

3) 定期購入の商品代金は以下の何れかにてお支払いください。原則として代引きでの購入はできません。

■口座振替：預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書で指定された口座より前月 27 日に口座振替を実施します。但し、引落日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を実施します。会員登録と同時に定期購入を申し込まれた場合、口座振替の開始時期が登録日によって異なります。登録日が登録月の 1 ～ 15 日の場合は、翌月の 27 日に口座振替を開始します。登録日が登録月の 16 日～末日の場合は翌々月の 27 日に口座振替を開始します。尚、金融機関との手続き上、最初の口座振替が遅れる場合があります。口座振替を申し込まれている場合に限り、口座振替が始まるまでの期間は、代引きでの発送となります。代金引換での発送の場合、代引き手数料一律 440 円(税込)が別途必要となります。

- クレジットカード決済：毎月10日前後にクレジットカード決済を実施します。使用するクレジットカード名義は会員登録を行ったご本人名義でなければなりません。クレジットカード決済の場合、登録月の翌月から決済されますので、代引き発送はありません。デビットカード、プリペイドカードはご利用いただけません。
- 4) 商品は支払方法に応じて、以下の通り発送します。
 - 口座振替：上記1)3)を当社にて確認後、翌月8日頃に発送します。
 - クレジットカード決済：上記1)3)を当社にて確認後、当月18日頃に発送します。
- 5) 何らかの事由により口座振替又はクレジットカード決済が不能となった場合に、商品購入をご希望される場合は、不能となった同月の末日までにお振込・代引または別のクレジットカードにてお支払いください。尚、その際の振込手数料はご本人負担です。商品はご入金を確認した後、7営業日以内に発送します。
- 6) 2ヶ月連続で口座振替不能又はクレジットカード決済不能の場合は、定期購入を停止します。再開を希望する場合は、リフウェルカスタマーサポートまで電話にてご連絡ください。
- 7) 定期購入を変更、休止または停止する場合は、会員情報変更申請書にてお申出ください。申請の締め切りは、口座振替(27日振替)の場合は、前月5日まで(翌月分の商品)、クレジットカード決済の場合は、当月の5日までとなります。休止希望期間は最大3ヶ月間となります。これを超える場合は定期購入の停止となります。停止の場合、再開の申し出が行われるまで自動的に再開はされません。尚、定期購入内容が変更された場合は、前月までの定期購入内容は破棄されます。
- 8) 定期購入をお申し込みでない方が当月からの定期購入を希望する場合は、当月末までのお申し込みが可能です。お申し込み完了後、約5日前後でお申込月の定期購入商品を発送します。お振込・代引、またはクレジットカードでお支払いください。
- 9) 配送にかかる日には地域および天候、交通状態によって変わることがあります。商品納品時に受取辞退、もしくは長期不在の為、納品できずに当社に返品された場合、それに関わった手数料、および出荷事務手数料等の実費は返金時に相殺させていただきます。尚、当該月内に再配達をご希望される場合は、再配達手数料890円(税込)をお振込みの上、当社までご連絡ください。また、当該月内に再配達依頼がなく、返金処理をしなければならない場合の返金額は、返品手数料670円(税込)と出荷事務手数料890円(税込)の実費を差引いた金額を直近のボーナスにて返金します。

2. 都度注文について

- 1) 定期購入以外の都度注文は、随時FAX・メール・郵送にてご注文頂けます。FAX注文頂く場合は注文書をご使用ください。ただし、定期購入を都度注文による購入に変更されると、ボーナスを受け取れなくなるのでご注意ください。
- 2) 都度注文の際はご注文ごとに出荷事務手数料890円(税込)が加算されます。尚、1注文あたり20,000円以上(販促品を除く)で出荷事務手数料は無料となります。
- 3) 都度注文の商品代金は以下の何れかにてお支払いください。
 - 郵便局振込：当社指定口座へお振込みください。尚、振込手数料はご本人負担です。
 - クレジットカード決済：当社が取扱うクレジットカード(VISA・Master・JCB・AmericanExpress・DinersClub)にてお支払いください。使用するクレジットカード名義は原則会員登録を行ったご本人名義でなければなりません。ご本人名義以外のクレジットカードにて登録を行う場合はリフウェルカスタマーサポートへご確認ください。デビットカード、プリペイドカードはご利用いただけません。
 - 代引き：商品到着までにご用意ください。
- 4) 代金の支払時期は以下の通りです。
 - 郵便局振込：事前にお振込みください。
 - クレジットカード決済：注文書到着時に即時決済します。
 - 代引き：商品到着時にお支払ください。
- 5) 商品は支払方法に応じて、以下の通り発送します。尚、都度注文の商品は、定期購入商品と同梱はできません。
 - 銀行振込：上記1)3)を当社にて確認後、7営業日以内に発送します。
 - クレジットカード決済：上記1)3)を当社にて確認後、7営業日以内に発送します。
 - 代引き：上記1)を当社にて確認後、7営業日以内に発送します。
- 6) ご本人都合(長期不在・移転・受取拒否等)により商品を受取られなかった場合の措置は、上記1. 定期購入について9)に準じます。

3. 組織図の閲覧について

- 1) 組織図は会員WEBより閲覧する事ができます。尚、閲覧に必要なログインID及びパスワードは契約完了のお知らせに記載させていただきます。
- 2) ニックネームをご希望されている場合は、会員登録申請書に指定されたニックネームで表示します。
- 3) 組織図はご本人から始まる組織についてのみ閲覧が可能です。

4. 返品について

- 1) 返品にかかる費用(商品返送費等諸費用)については原則当該本人にご請求させていただきます。なお、当該本人に対し、何らかの事情により請求できない場合にはアップラインの方にご請求させていただきます。
- 2) 返金義務は会員の資格を喪失した後も継続して負うものといたします。
- 3) 返品による返金対応をし、ボーナス等に影響があった場合には、対象となる会員の方に既に支払っているボーナスの返金等をご請求させていただきます。

◆ボーナス制度(特定利益)

会員は当社商品の紹介活動をする事により、当社が定めたボーナスを受取る事ができます。

1. ボーナス規定

- 1) ボーナスは毎月末締めにて、翌月 25 日に申請者ご本人名義の指定口座へ振込みます（法人登録の場合は、法人名義口座となります）。
ボーナス支払日が金融機関休業日の場合は、金融機関の翌営業日を支払日とします。また、都度注文の場合は、当月末日までのFAX受信分および入金確認の取れた場合を当月実績分とします。月末締め日が金融機関休業日の場合は前営業日を締め日とします。尚、ボーナスは現金や現金書留では取り扱っておりません。
- 2) ボーナスを取得するためには、当月において該当ポジションで 10,000P 以上の定期購入をしていること、且つ各ボーナスの取得条件を満たしていなければなりません。尚、後述のパーソナルアカウントボーナス以外は、自身の購入 P は自身のボーナス原資及びグループ売上等の昇格条件には含まれません。
- 3) ボーナス計算は、商品に設定されたポイントにて計算します。
- 4) 後述するボーナス計算方法により算出されたボーナスは、1P＝1円と換算します。
- 5) ボーナス支払は、ボーナス発生額合計が 3,000 円以上となった場合に支払います。尚、ボーナス発生額合計が 3,000 円未満の場合は翌月へ繰越し、3,000 円以上になった時点で支払います。
- 6) 上記5)によりボーナス支払がある場合はボーナス明細書にてご確認ください。
- 7) ボーナス振込額は、振込事務手数料一律 600 円（税込）を差引いた額を振込みます。
- 8) 同一支払日のボーナス支払月額が、合算で 12 万円を超える場合は源泉所得税と復興特別所得税の徴収を行います。但し、法人登録を行っている場合は、法人において税務申告を行うものとし、源泉徴収を行いません。
- 9) ボーナス支払額は以下の通り計算されます。
$$\text{ボーナス発生額} - \text{源泉徴収額} - \text{事務手数料} = \text{ボーナス振込額}$$
- 10) ボーナス支払後に、当該本人が返品・解約等を行った場合は「◆商品購入方法」の「4. 返品について」をご参照ください。ボーナス支払後に、ダウンラインが返品・解約等を行った場合に、過払いとなったボーナス金額は次回のボーナス支払時に精算します。支払明細上マイナスが生じた場合は、書面により通知します。当社が書面にて指定した期日までに当社指定口座までお振込みください。尚、その際の振込手数料はご本人負担です。
- 11) 退会などにより会員登録を抹消した場合は、退会月に限り、ボーナス取得条件を満たしていればボーナスを支払います。
但しその場合は、事務手数料 600 円（税込）を差引いて支払います。
- 12) 返品・退会・クーリング・オフなどにより過去に取得したボーナス金額が変更となった場合は、支払済みのボーナス金額との差額を返金して頂きます。

2. タイトル取得条件

- 1) タイトルの昇格は、当月実績にて行われ、権利も当月から発生します。
- 2) アシスタントディレクター以上のタイトル昇格の際には、本部面談が必要となります。

3. タイトル昇格条件

タイトル名	昇格条件
会員	定期購入
アドバイザー (A)	1レベルにアクティブ会員3名以上
リーダー (L)	1レベルにアクティブ会員3名以上 1レベルにアドバイザー1名 最大アクティブ会員系列を除いたアクティブ会員が5名～9名
マネージャー (M)	1レベルにアクティブ会員3名以上 1レベルにアドバイザー1名 最大アクティブ会員系列を除いたアクティブ会員が 10 名以上
アシスタントディレクター (AD)	1レベルにアクティブ会員9名以上 2系列の M 育成および1系列の L 育成 グループ売上 100万 P 以上
ディレクター (D)	1レベルにアクティブ会員9名以上 3系列の M 育成 グループ売上 400万 P 以上 (最大流通系列を除いた系列の売上が200万 P 以上あること)
シニアディレクター (SD)	1レベルにアクティブ会員9名以上 3系列の M 育成 グループ売上 800万 P 以上 (最大流通系列を除いた系列の売上が 400万 P 以上あること)
エグゼクティブ (EX)	1レベルにアクティブ会員9名以上 3系列の M 育成 グループ売上 1200万 P 以上 (最大流通系列を除いた系列の売上が 500万 P 以上あること)

※タイトル達成には、当月に自身が10,000P 以上の定期購入をしていることが条件となります。

4. パーソナルアカウントボーナス

当月の自身の購入分に対して、指定された割合で本人へ還元されるボーナスです。タイトルに関わらず受け取ることができます。

自己購入分/当月	還元率
10,001P～29,999P	10%
30,000P以上	15%

5. ユニレベルボーナス

タイトルにより取得レベルと権利が変動します。未購入者はコンプレッションされます。

タイトル	会 員		アドバイザー〈A〉	リーダー〈L〉	マネージャー〈M〉 以上
	直アクティブ1名	直アクティブ2名			
L1	10%	15%	15%	10%	10%
L2		5%	5%	5%	10%
L3			5%	5%	10%
L4				5%	10%

6. ステアステップボーナス

タイトルがリーダー以上の方が取得できるボーナスです。

あなたの系列に表中のタイトル獲得者がいる場合、そのタイトルの還元率とあなたのタイトルの還元率を差し引いた差額を取得できます。

タイトル	還元率
L	2%
M	5%
AD	10%
D	15%
SD	18%
EX	20%

7. パスアップボーナス

タイトルがマネージャー以上の方が取得できるボーナスです。

あなたの系列ごとの当月売上ポイントに対し、2系列以上で発生します。

各ボーナスレベルで定められた基準ポイントをカウントして、基準ポイントを除いた売上ポイントに対してボーナス率を掛けた額を取得できます。

ボーナスレベル	タイトル	ボーナス率	基準ポイント	獲得ボーナス率
1st	M	5%	500,000P	5%
2nd	AD	4%	1,000,000P	5%+4%
3rd	D	3%	3,000,000P	5%+4%+3%
4th	SD	2%	5,000,000P	5%+4%+3%+2%
5th	EX	1%	10,000,000P	5%+4%+3%+2%+1%

8. シェアリングボーナス

会社総売上ポイントを対象者に分配するボーナスです。タイトルによりボーナスが加算されます。

各タイトル時に必要な昇格条件と同様に条件を達成している必要があります。ボーナスは該当月の実績に応じたタイトルで計算されます。

タイトル	ボーナス率
AD	1%
D	1%
SD	0.5%
EX	0.3%

◆会員登録抹消・資格解除・失効後の再登録

会員は、会員登録の抹消、クーリング・オフを含む契約の解除を行った場合や会員資格を失効した場合は、6ヶ月間は再登録できません。但し、当社の判断により登録を解除された会員は再登録できません。

◆返品・交換

商品に瑕疵や異常等がある場合は、返品・交換対応しますので、当社まで速やかにご連絡ください。但し、商品受取日から90日以上経過したものについては、対応できませんのでご注意ください。なお、後述「◆契約の撤回」の「2. 中途解約」、「3. 会員登録より1年以上が経過している方の場合」の返品については同項に定めた扱いとなります。

◆会員資格の停止、取消し、処分

当社の審査により、会員が以下の事項の何れかに該当する、又は該当事由の発生に指導、管理、監督責任があると判断した場合は、該当会員は、会員登録時にさかのぼってボーナス(特定利益)請求権を喪失します。従って当社はボーナスの全部もしくは一部を支払わない、又は過去に支払われたボーナスの返還を請求する権利を有します(退会後も当該権利は有効に存続するものとします)。また、当社は以下の各号の何れかに該当する会員の資格を停止、取消しできます。会員資格停止の場合は、該当する事由が解消されたと当社が判断した場合は、該当会員の資格を復活させる事ができます。会員資格を停止、取消しされている間に発生しているボーナスは、いかなる理由であっても、当社に請求する事はできません。

又は以下の事由により当社が損害を被った場合は、該当会員には当社に対し損害を賠償して頂きます。また、該当会員を指導、管理、監督すべき立場にあたる会員は、問題解決に当たり、当社に協力して頂きます。尚、本条項は会員資格喪失後も有効とします。

1. 当社の定める禁止事項、規約、概要書面の条項に違反した場合
2. 当社の定める会員の責務を怠った場合
3. 特定商取引に関する法律及び関連法規及び公序良俗に違反した場合、また消費者センター及びその他公的機関の指導を受けるなどの消費者問題を引き起こした場合
4. 会員間で金銭問題、異性問題等の重大な紛争を引き起こした場合
5. 会員としての品位を傷つけ、適性を欠くと当社が判断した場合
6. 他の連鎖販売組織やこれに類するビジネスに勧誘した場合
7. 公序良俗に反する発言、行為をしたと当社が判断した場合
8. 当社の名誉を毀損し、社会的信用を失わせる行為を行った場合
9. その他、会員として相応しくない発言、行為をしたと当社が判断した場合

◆契約の撤回

1. クーリング・オフ(90日経過前)

- 1) 会員は、申込の撤回又は解約(クーリング・オフ)ができます。後述する「クーリング・オフについて」をご参照ください。
- 2) 会員は、自身の紹介実績を含む傘下の実績の中からクーリング・オフ等によるキャンセルが起こった場合は、当社に対しても、該当会員に対しても、違約金や損害賠償の請求はできません。キャンセルされた契約に関するボーナスが支払済みの場合は、次回のボーナス支払時に精算します。支払明細上マイナスが生じた場合は、当社からの通知文書に記載された期日までに当社指定口座までお振込にて返金して頂くものとします。ボーナスの返金義務は、会員の資格を喪失した後も継続して負うものとなります。
- 3) 法人会員にはクーリング・オフは認められません。

2. 中途解約(90日経過後・1年経過前、「◆商品購入方法」の「4. 返品について」をご参照ください)

- 1) 会員は、何時でも書面での申し出により辞退ができ、それに伴う違約金又は損害賠償の請求をされる事はありません。
- 2) クーリング・オフ期間終了後に会員登録の解約を行う場合は、辞退となります。辞退を行う場合は解約届を当社にご提出ください。
- 3) 辞退・除名その他の失効理由に関わらず、会員資格を失効した方はボーナスを受給する権利は一切発生しません。
- 4) 原則として、商品を受取ってから90日以内の商品があり、当社に返還された場合は、以下の条件のもとに精算、返金致します。但し、その商品を売却したり、使用したり、消費している場合(商品の販売を行った者がその商品を使用または消費させた場合を除く)及び故意・過失により商品を滅失・毀損した場合は除きます。尚、法人会員には本項による返品は認められません。
- 5) 契約解除にかかる費用(商品返送費、代金返送費)は、契約解除をする本人が負担することとします。
- 6) 上記1)により返品が生じた場合は、その商品の引渡し又は返品状況に応じて、以下の解約手数料を頂きます。また解約手数料は、返品に対する返金を行う際に差し引きます。
 - i 契約だけでまだ引渡していない商品：その代金の10%
 - ii 返品された商品：その代金の10%
 - iii 返品されない商品(例えば不可抗力で滅失したもの)：その代金全額
- 7) 3) キャンセルした商品の購入から発生しているボーナスはご返金(相殺)頂きます。
- 8) 5) の支払いの遅れには法定の遅延損害金が発生します。

9)6) 定期購入を行っている場合は、会員資格失効月の前月5日までに定期購入を中止していない場合は、該当月の定期購入商品代金の口座振替が実施される場合があります。その際には上記に従って精算し、残金について返還致します。

3. 会員登録より1年以上が経過している方の場合(「◆商品購入方法」の「4. 返品について」をご参照ください)

- 1) 上記2の1)～3)を参照してください。
- 2) クーリング・オフ期間終了後の辞退は、商品代金の返金及びボーナスの支払いは一切致しません。
- 3) 定期購入を行っている場合は、口座振替でお支払いの方は会員資格失効月の前月5日までに、クレジットカード決済の方は当月5日までに定期購入を中止していなければ、該当月の定期購入を申込んでいるものとみなします。従って会員資格の失効日に関わらず、該当月の定期購入商品代金の口座振替は実施されます。

【倫理綱領】

◆特定商取引に関する法律に定められた禁止行為

本ビジネスの説明・勧誘・契約の締結を行うにあたって、以下の事項を行う事及び以下の事項を教唆する事は禁止事項となっております。禁止事項を行った場合は、その行為者が法律により罰せられます。

1. 勧誘に先立ち、勧誘の相手方に以下の事項を明示しない事
 - 1) 当社の名称
 - 2) 紹介者の氏名
 - 3) 特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘する目的である旨
 - 4) 本ビジネスに係る商品の種類
2. 以下の事項について不実告知(事実でない事を告げる)や、事実不告知(故意に事実を告げない)となる行為、若しくは以下の事項について書面及び口頭にて説明を行わない事
 - 1) 商品の種類、品質等
 - 2) 商品の販売価格
 - 3) 商品代金の支払時期及び支払方法
 - 4) 本ビジネスの条件とされる特定負担
 - 5) 本ビジネスの契約解除(クーリング・オフを含む)
 - 6) 該当売買契約の申込の撤回又は該当売買契約の解除に関する事項
 - 7) 本ビジネスに関わる特定利益
 - 8) 顧客が該当売買契約の締結を必要とする事情(契約を結ぶ動機)に関する事項
 - 9) その他、本ビジネスに関わる事項であって、相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項
3. 契約を締結させるため、又は契約の解除を妨げるため、相手方に威迫、困惑を与える行為
4. 契約の解除を妨げるため、相手方に不実告知又は事実不告知を行う事
5. 概要書面を交付しない事
6. 概要書面の紹介者記入欄に紹介者の氏名・住所・電話番号を記載しない事、若しくは虚偽の記載をする事
7. 当社取扱商品のご案内、説明会等の催事への参加を強要する事
8. 本ビジネスの勧誘目的を明示せず、公衆が出入りしない場所で勧誘する事
9. 会員登録申請書またはオンライン登録時に虚偽の記載・入力を行う事
10. 稀有な成功例や非現実的な収入例を引用し、あたかも確実に成功するかの如き印象を与えて勧誘する事

◆当社が定める禁止行為

以下の事項は当社が定める禁止行為であり、本人が行う事はもちろんの事、他の会員を教唆する事も禁止します。

1. 消費者金融等の利用による商品購入を勧める事や、会員間で金銭を貸借する事を含む融資の斡旋を行う事
2. 射幸心をあおる話し方をしたり、成功の困難さを言及せずビジネス活動を行う事
3. 「絶対に儲かる」「必ず成功する」「月収〇〇万円以上は確実に得られる」「紹介活動だけで簡単に収入が得られる」「1ヶ月続ければサラリーマンには絶対に手にできない収入が得られる」等、あたかも参加するだけで必ず利益が発生するかの如く誇大表現をする事
4. 恋愛感情等に乗じた人間関係を利用して勧誘する事
5. ボーナス明細を見せて勧誘する事
6. 「経済産業省が認可したビジネスである」等、あたかも公的機関から何らかの承認を受けているかのように勧誘を行う事
7. 会員登録の意志がないと既に表明している方に、その後も説得を行う事
8. 心理的、精神的不安状態に陥らせる等の行為をもって勧誘する事
9. 道路・その他の公共の場所において、相手方の進路に立ちふさがり、又は相手方につきまとい勧誘する事
10. 道路、公共機関、民間施設等でのキャッチセールスやビラ配り等を行う事
11. 会員が当社の承認無しに、名称やロゴ・商標・著作物をコピーや転写する事及び資料・文書・名刺等を作成する事

12. 会員が、当社の承認を得ずに、雑誌・インターネット・ラジオ・テレビ・折込広告・DM等のメディアを用いて、本ビジネスの宣伝広告を行う事
13. 夜9時以降の深夜、若しくは朝8時以前の早朝に本ビジネスの勧誘活動を行う事
14. 会員登録条件を満たさない者に対し、会員登録を働きかける事
15. 会員登録条件を満たさない者が、会員登録を行う事
16. 未成年者及びその他の者の判断力不足に乘じ、契約を締結させる事
17. 明らかにビジネス活動ができない方を勧誘及び契約を締結させる事
18. 代筆、名義の貸借、架空名義、相手に無断での書類作成、虚偽事項の記載を行う事
19. 本ビジネスの契約を締結するに際し、該当契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせる事及び芸名・ペンネーム・通称など、運転免許証等の公的書類と異なる名義での申込をする事
20. ビジネスへの参加に係る契約を締結する場合に、会社が認めない特約、約定を規定する事
21. 会社がビジネスプランとして認めていない事項を、ビジネス参加者が本人の裁量で取引の相手方に口頭で約束する事
22. 会員登録申請書の本人控及び信販契約の控(信販利用時のみ)を、申請者本人に渡さない事
23. 会員が当社の役員、従業員と名乗る事(会員は独立した事業主とします)
24. 会員登録条件を満たさない者及び未入会の者が、入会済みの会員の地位を利用して実質的にビジネス活動をする事や、会員の権利を享受する事
25. 各種セミナー及び研修等において、事前に当社が承認した場合を除き、他の組織(連鎖販売取引は当然のこと、類似する組織販売等を含む)、商品(当社の取扱商品は当然のこと、その他の商品、サービス、権利等も含む)の説明、勧誘及び販売等を行う事
26. 会員が会員組織の中に特定派閥を設け、互いの利益を損ねたり、攻撃したりする事
27. 本書面及び当社の発行する書面の内容を改ざんする事
28. 当社が発行する書冊、カタログ、資料以外の、各会員が任意で作成した補助用品に誇大表示をする事及びそれを使用し勧誘する事
29. 当社主催の大会、説明会等において、当社の許可無く録画・録音する事
30. 当社が指定する名刺台紙以外を使用して、本ビジネスの会員である事を語る事
31. 当社及び本ビジネス、他の会員のイメージを傷つける行為
32. 当社以外の連鎖販売取引(これに類似する取引形態も含む)、及びその商品を当社の会員に勧める事
33. その他、公序良俗に反する行為をする事
34. その他、当社の判断で、著しく当社及び他の会員に対して不利益をもたらすと思われる発言、行為をする事

◆会員の責務

会員登録をすれば、必ず会員としてのビジネス活動をしなければならないという義務はありません。但し、ビジネス活動を行う際は、概要書面・契約書面の内容に基づき、すべての規定を遵守しなければなりません。また、特定商取引に関する法律・個人情報保護法・所得税法等その他関連法規及び公序良俗に反する方法で、ビジネス活動を行ってはいけません。

1. ビジネス活動に伴い、紛争が生じた場合は、その解決方法等はすべて当社の指示に従って頂きます。
2. ビジネス活動に伴い、会員登録希望者、会員及び第三者からの苦情又は解約等の消費者問題が生じた場合は、該当ビジネス活動を行った会員及びその会員を指導、管理、監督すべき立場にある会員は、すべてその責任と費用で解決し、当社には何らの迷惑もかけない事を確約し保証するものとします。
3. 会員は独立した事業主であり、本人の事業に関する決定事項や収入、支出に対しての責任を負わなければなりません。
4. 会員は、日本国内で定められている特定商取引に関する法律・割賦販売法・所得税法・消費者契約法・医薬品医療機器等法等の関連法規を含むあらゆる法律及び規則(当社が規定した規則類を含む)を遵守しなければなりません。
5. 会員は、利益や成功を保証されるものではなく、自身の努力の結果、すなわち実績に応じて利益が得られます。よって、いかなる形態においても所得の保証はなされません。
6. 会員が、本ビジネス以外の職に就いている場合は、当然ながらその就労上の規則等を遵守しなければなりません。
7. 会員は、本書面の内容を理解した上で、正しいルールに基づき、会員としての自覚と誇りをもって、健全なビジネス展開をしなければなりません。
8. 会員は、当社が主催する各種会合・イベント・研修・セミナー等に参加する場合は、当社が事前に承認した場合を除き、男女を問わずビジネススタイルでの参加を義務とします。
9. ビジネス活動において、本人の氏名・住所・電話番号を明記した概要書面を交付し、本ビジネスの内容について書面及び口頭で十分に説明を行ってください。
10. 契約に関する重要事項は、必ず相手方に説明し、理解、納得を得てください。
11. 会員は、日本国内で定められている税法に従い、納税しなければなりません。
12. 会員は、本ビジネスによって得た所得を、所得税法に従い毎年確定申告をしなければなりません。また、当社から「確定申告の写し」の提出を求められた場合は、2週間以内に必ず提出しなければなりません。
13. 会員は、ダウンラインの会員に対して、契約の内容及び条件ならびに関連法規等の適切な理解を促し、確実に遵守するように指導しなければなりません。
14. 本ビジネス及び商品について、当社に直接問い合わせがあった場合は、当社は以下の通り対応します。
 - 1) 問い合わせ者が、会員より本ビジネスについての情報を得ていた場合は、その情報を伝えた会員に依頼します。
 - 2) 問い合わせ者が、本ビジネスについて知り得た情報源を確認できない場合は、地域・年齢等を公平に考慮し、会員に依頼します。

15. 会員が死亡した場合に限り、事案発生日より3ヶ月以内に、当社に書面で届け出、当社の承認を得る事で、会員資格を相続する事ができます。但し、いかなる場合も当社及び相続人の合意の下で権利義務を相続するものとし、会員間の争議、紛争については、当社は一切関与しません。また、当社の裁量によって、相続を認めない場合もあり、これについては一切の異議を述べる事ができません。

◆個人情報の取扱い

本社は、個人情報の保護について極めて重要なことと認識しており、会員のプライバシーを最大限に尊重し、その管理と保護をおこない、継続的に改善・向上に努めます。「個人情報」は、個人を識別できる情報、及び当該個人が購入した商品やサービス等の情報と定義します。

1. 第三者提供

当社は、会員登録が完了した後、氏名、住所、電話番号、購入履歴、会員活動履歴などの会員登録情報（個人情報）を当社リフウェルカスタマーサポート（0120-514-017）が管理し、以下に該当する場合に限り、第三者に提供する事があります。また、当社会員はそれを承認しているものとします。

- 1) 該当会員を管理・監督すべき立場にある会員に対して提供する場合（但し、この場合はその会員には文書によって提供し、住所、電話番号は含みません。）
- 2) 各種通知文書を会員に送付する、電算センターに処理を依頼する等の目的で、業務委託先に対して必要な情報を提供する場合
- 3) 裁判所、警察、又はこれに準じた権限を有する機関から書面による照会があった場合

2. 個人情報の活用

当社は会員登録を行った会員に対して、当社のサービスを提供するために利用すると共に、当社のイベント・新商品情報・ルールの変更等についてDM・電子メール又は電話で告知する事があります。

3. 個人情報の共同利用

当社は下記の目的で個人情報を共同利用することがあります。

- 1) 利用目的
販売促進や商品配送率向上、または当社サービスのご案内、
- 2) 範囲
日新商事株式会社及び個人情報開示対象より組織上上位の会員
- 3) 項目
氏名、組織情報、購入実績
- 4) 管理責任者
日新商事株式会社 代表取締役 山田 晃
- 5) その他
 - ・ 共同利用される個人情報の氏名については、ニックネームでの表記も可能です。
 - ・ 共同利用される個人情報は、会員 WEB 上で閲覧可能です。

4. 機密保持

当社会員は、本ビジネスにおいて知り得た情報を、個人情報利用の目的外に使用してはいけません。また、第三者に対して開示してはいけません。但し、正当な理由により、あらかじめ当社及び該当会員の承認を得た場合は、これに含まれません。また、本ビジネスにおいて知り得た情報を本ビジネス以外の目的で使用してはいけません。本規定はいかなる理由による退会後も拘束力を有します。

5. 個人情報の取扱いに関するご質問ご相談は、リフウェルカスタマーサポートまでお問い合わせください。

日新商事株式会社 リフウェルカスタマーサポート（0120-514-017）

◆マイナンバーの取扱い

1. 第三者提供

当社は、会員登録に際して取得したマイナンバーを当社マイナンバー取扱担当者が管理し、以下に該当する場合に限り、第三者に提供する事があります。また、当社会員はそれを承認しているものとします。

- 1) 各種税務処理に必要な文書を作成する、電算センターに処理を依頼する等の目的で、業務委託先に対して必要な情報を提供する場合
- 2) 裁判所、警察、又はこれに準じた権限を有する機関から書面による照会があった場合

2. マイナンバーの活用

当社は税務処理上の書類作成において、支払調書作成事務を行うために利用します。

◆抗弁権の接続

会員は、購入契約の取消、解除に当たり、割賦販売法のローン提携販売、信用購入あっせん、クレジットカード決済を利用した場合の商品について、支払停止の抗弁ができます。尚、当社では割賦販売を一切行っておりません。

◆その他

1. 概要書面・契約書面及び契約内容の改定

当社は、社会情勢の変化・経済事情の変動・各システム変更・関連法規変更及び遵守に伴い、当社が必要と判断した場合は、概要書面・契約書面及び契約内容(取扱商品・特定負担・特定利益の算出方法等)を追加・訂正・加筆等により改定する事があるものとし、当社ホームページにて告知します。告知した後、異議を唱えずにその後の取引を行った場合(新たな商品の購入、代金の支払、及び、ボーナスの受領等)はそれを了承したものとみなします。

2. 管轄裁判所

会員と当社の関係における一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。但し、会員が個人の場合に限り、当該会員の住所地の地方裁判所本庁も管轄裁判所とします。

クーリング・オフについて

※契約書面を受領した日または初回商品を受け取った日のいずれか遅いほうの日より起算して 20 日間は、書面により自由に契約を解除(クーリング・オフ)する事ができます。また、その効力は書面を発信した日(郵便消印日付)から発生します。クーリング・オフを行った場合は、商品の引取費用は当社が負担し、お客様は損害賠償、違約金等を請求される事はありません。また、既に商品代金が支払われている場合は、速やかに全額を返金します。ハガキにIDNo.、氏名、住所、電話番号、紹介者名、申込日、商品名、商品受領日及びクーリング・オフの旨を記入の上、当社宛にご郵送ください。尚、書面を郵送される際は簡易書留のご利用をお勧めします。

※上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実の事を告げた事によりお客様が誤認し、又は威迫され困惑した事によりクーリング・オフができなかった場合は、当社からクーリング・オフできる旨の書面を受領し、その内容について口頭で説明を受けた日から起算して 20 日間はクーリング・オフができます。

切
手

郵便はがき
〒604-8171

京都府京都市中京区
虎屋町 566-1
井門明治安田生命ビル4階

日新商事株式会社
リフウェル
カスタマーサポート 行

〈表面〉

登録申請日 :
年 月 日
会員番号 :
氏名 :
住所 :
電話番号 :
商品名・金額 :
紹介者 :

上記日付の申し込みは
撤回し、契約は解除します。

〈裏面〉

【紹介した会員の記入欄】

氏名	
会員番号	
住所	〒
電話番号	

Lifwell ビジネスの説明をする会員は、上記にご自分の会員番号・氏名・住所・電話番号を記入し、必ずこの書面を渡して内容を正しく説明してください。

日新商事株式会社

本社 : 〒160-0005 東京都新宿区愛住町 23 番地 1 WOODY21 ビル 7 階

リフウェルカスタマーサポート : 〒604-8171 京都府京都市中京区虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 4F

TEL : 0120-514-017 FAX : 075-256-3813 E-MAIL: info@lifwell-ns.com